

入札公告

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号（以下「自治令」とする。））第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 17 日

群馬県知事 山本 一太

1 調達内容

- (1) 物品名 点字両面同時ラインプリンター
- (2) 数量 1 台
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 物品の特質等 仕様書のとおり
- (5) 契約方法 総価契約
- (6) 履行期限 令和 9 年 3 月 31 日（水）
- (7) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を、入札書に記載して提出すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号。以下「規則」という。）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分が A 又は B の者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先
〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 山口（群馬県庁舎3階）
電話 027-226-3819
- (2) 入札説明書の交付方法
ぐんま電子入札共同システムによる。
アドレス：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>
- (3) 入札説明書の交付期間
令和7年9月17日（水）から令和7年9月22日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日
- (4) 入札日時 令和7年9月29日（月）午前11時
- (5) 入札場所 群馬県庁3階特別相談室
- (6) 入札結果 群馬県ホームページに公表する。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和7年9月22日（月）午後5時までに持参、郵送、電子メール又はFAXにより、群馬県会計管理課に提出しなければならない。
入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
入札金額が規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、最も安価な者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。